平成２４年（フ）第１３０号
石川県白山市山島台５丁目52番地
破産者　北端　次信
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３４５号
石川県河北郡内灘町字千鳥台１丁目195番地、住民票上の住所石川県河北郡内灘町字向粟崎１丁目408番地、従前の住所金沢市金石西２丁目１番７号
破産者　安原　章仁
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２９２号
山梨県甲斐市竜王2275番地１
破産者　沓川　　正
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２９６号
山梨県中央市西花輪2607番地３
破産者　小泉　公春
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５１号
長野県岡谷市長地出早２丁目13番19号　県住富士見ヶ丘776号
破産者　後藤　　孝
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第２５６号
名古屋市千種区園山町１丁目14番地の３　常盤荘２階５号
破産者　越後　昌彦
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２８２号
和歌山市鳴神1089番地の４
破産者　前田杏奈こと　全　　淑喜
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３２２号
和歌山県海南市下津町丸田220番地４
破産者　町谷　正子
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３４０号
和歌山県海南市下津町丸田７番地１
破産者　ブランジュリーｎｉｃｏこと　岩﨑久起
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３５４号
和歌山県橋本市高野口町名古曽1071番地の１　レジデンスⅡ101号
破産者　濱口　順二
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第７３号
山口市大内御堀550番地12
破産者　繁光　正雄
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４５号
山口県下関市長府豊城町10番18号
破産者　田中　義輝
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第２２７号
愛媛県松山市土居町1086番地４
破産者　重松　富彦
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３８号
長崎県長崎市西琴平町14番21号、開始決定時の住所長崎県長崎市木鉢町２丁目209番地２
破産者　徳永ユイ子
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３９号
長崎県長崎市油木町２番17号　谷口ビル301号室、破産手続開始決定時の住所長崎県長崎市木鉢町２丁目209番地２
破産者　徳永　清道
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７号
熊本県山鹿市鹿本町来民1498番地５
破産者　森山　　昇
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２４年（フ）第２５７号
宮崎市大字島之内7445番地７
破産者　山本　智美
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第８２３号
福岡市博多区金の隈１丁目11番５号、住民票上の住所福岡市博多区東月隈３丁目15番７－２号
破産者　井上　里紗（旧姓埜口）
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２５９号
福岡県春日市小倉１丁目30番地白水荘102号
破産者　江口　和久（旧姓松石）
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部